

# 日本皮膚科学会認定皮膚科専門医規則施行細則

(平成 15 年 5 月 22 日改正)

(平成 18 年 6 月 1 日改正)

(平成 20 年 4 月 18 日改正)

(平成 21 年 4 月 23 日改正)

(平成 29 年 12 月 1 日改正)

(平成 30 年 8 月 31 日改正)

(令和元年 6 月 5 日改正)

(令和 2 年 6 月 3 日改正)

## 第 1 章 専門医制度関連各種委員会

(専門医制度関連各種委員会の長)

第 1 条 専門医制度関連各種委員会（以下「関連各種委員会」という）の委員長は、定款施行細則第 8 条第 3 項の規定に基づき、理事長がこれを委嘱する。

(専門医制度委員会の業務)

第 2 条 専門医制度委員会の業務は、次のとおりとする。

- (1) 関係規則の制定・改定
- (2) 専門医資格認定委員会，研修プログラム委員会および専門医試験委員会の統括
- (3) その他必要な業務

(専門医資格認定委員会の業務)

第 3 条 専門医資格認定委員会の業務は次のとおりとする。

- (1) 専門医認定および資格更新の申請書類の審査
- (2) 後実績の単位の決定
- (3) 本会以外の団体の行う学術集会の登録
- (4) その他必要な業務

(研修プログラム委員会の業務)

第 4 条 研修プログラム委員会の業務は次のとおりとする。

- (1) 主研修施設・研修施設認定および指定の更新の申請書類の審査
- (2) 研修カリキュラムの作成と改定
- (3) その他必要な業務

(専門医試験委員会の業務)

第5条 専門医試験委員会は、試験の実務を担当し、その業務は次のとおりとする。

- (1) 試験問題の出題
- (2) 試験の解答の評価
- (3) 試験場の設定と運営
- (4) その他必要な業務

(学術委員会の業務)

第6条 学術委員会は、学術委員会本来の業務の他に、専門医資格取得のための教育をはじめ主として本会会員を対象とした講習・セミナーなどを担当する。その業務は、次のとおりとする。

- (1) 研修講習会および生涯教育講習会の企画と運営
- (2) 前実績の単位の決定
- (3) 理事会が必要と認めた講習・セミナーの企画と運営
- (4) その他必要な業務

## 第2章 専門医の認定

(専門医認定の申請手続き)

第7条 専門医認定試験の申請に要する申請書類は、次のとおりとする。

- (1) 専門医認定試験受験申請書(様式1) (略)
- (2) 医師免許証(写)
- (3) 研修修了証明書(様式2) (略)
- (4) 前実績記録
- (5) 診療実績記録

2 専門医認定試験書類審査料は20,000円とする。

3 専門医認定試験受験料は30,000円とする。

(前実績)

第8条 日本皮膚科学会認定皮膚科専門医規則第5条第1項第4号に規定する前実績は、次の各号から成る。

- (1) 本会の主催する講習会への参加
- (2) 学術集会における学術発表
- (3) 皮膚科および皮膚科関連専門誌への論文発表
- (4) その他、理事会が別に認めたもの

(前実績の単位)

第9条 各前実績に、次のように単位を配分する。専門医認定に要する前実績の総単位数を150単位とする。

- (1) 講習会参加は、1回につき10単位とし、80単位を超えて加算することはできない。また、必須と指定された講習会には、規定に従って参加しなければならない。
- (2) 学会発表は、1回につき5単位とし、申請者が自分で口演したものに限る。
- (3) 論文発表は、1篇につき10単位とし、申請者が筆頭著者または単独著者であるものに限る。また、計3篇(30単位)以上なければならない。
- (4) 理事会が別に認めたものについては、個別に単位を認定することができる。

(専門医研修期間の特例)

第10条 専門医研修期間のうち産休・育休による研修を中断した場合、最大6ヶ月までの期間を研修期間として算定することができる。

- 2 本条第1項に定める研修期間の取り扱いは2019年4月1日以降に取得したものに限る。
- 3 専門医研修期間は原則としてフルタイム勤務が算定されるが、日本皮膚科学会認定皮膚科専門医規則第10条に定める主研修施設および同規則第11条に定める研修施設等で正規職員として勤務し、かつ、下記の勤務契約時間を満たしている場合に限り、非フルタイム勤務でも所定の期間を研修期間として算定することができる。

- (1) 週26時間以上31時間未満：1か月で算定できる研修期間は0.8ヶ月分
- (2) 週21時間以上26時間未満：1か月で算定できる研修期間は0.6ヶ月分
- (3) 週16時間以上21時間未満：1か月で算定できる研修期間は0.4ヶ月分
- (4) 週16時間未満：1か月で算定できる研修期間は0ヶ月分

- 4 義務年限を有する医科大学卒業生、地域医療従事者(地域枠医師等)に限り、次号の研修期間を算定することができる。

- (1) 週8時間以上16時間未満：1か月で取得できる研修期間は0.2ヶ月分
- (2) なお、前号の時間は皮膚科における実労働時間として計算する。

(専門医認定の認定試験)

第11条 専門医認定の認定試験は、原則として年1回行う。本会は、専門医認定申請の受付期間および試験の期日と場所を、試験の6カ月前までに日本皮膚科学会雑誌(以下「日皮会誌」という)、日本皮膚科学会ホームページに告示する。

(専門医認定申請料)

第 12 条 専門医認定申請料は 30,000 円とする。

### 第 3 章 主研修施設・研修施設と責任指導医・指導医

(主研修施設指定の申請手続き)

第 13 条 主研修施設指定の申請に要する申請書類は、次のとおりとする。

- (1) 主研修施設指定申請書 (様式 4)
- (2) 施設の調査書 (様式 5)
- (3) 責任指導医の経歴・業績書 (様式 6)
- (4) その他の指導医の経歴一覧書 (様式 7)
- (5) 責任指導医の作成した皮膚科研修カリキュラム (様式 8)

2 主研修施設指定の審査は、研修プログラム委員会で行う。

(研修施設指定の申請手続き)

第 14 条 研修施設指定の申請に要する申請書類は、次のとおりとする。

- (1) 研修施設指定申請書 (様式 9)
- (2) 施設の調査書 (様式 10)
- (3) 指導医の経歴書 (様式 11)
- (4) 連携する皮膚科研修カリキュラムの主研修施設の責任指導医からの推薦書 (様式 12)

2 研修施設指定の審査は、研修プログラム委員会で行う。

(研修条件の変更)

第 15 条 主研修施設において、責任指導医・指導医が交代したとき、責任指導医変更届 (様式 13) または指導医変更届 (様式 16) および責任指導医の場合は新責任指導医の経歴・業績書と新責任指導医の作成した皮膚科研修カリキュラムを、また、指導医の場合は、新指導医の経歴書を提出し、本会の認定を受けなければならない。

2 研修施設において、指導医が交代したとき、指導医変更届 (様式 14) および新指導医の経歴書と責任指導医からの推薦書を提出し、本会の認定を受けなければならない。

3 本条第 1 項及び第 2 項に定める条件以外の主研修施設及び研修施設の指定条件の内容に変更があったとき、すみやかにその旨を本会に報告するものとする。

(他の診療科、施設における研修)

第 16 条 主研修施設の皮膚科研修カリキュラムのうち、本会の示す研修内容に満たない事項については、責任指導医の判断に基づき、これを習得できる他の診療科または施

設において研修することができる。なお、他の診療科または施設における研修期間の取り扱いは、別に定める。その場合の他の診療科または施設は、指定を要しない。

(責任指導医の業務)

第 17 条 責任指導医の業務は、次のとおりとする。

- (1) 皮膚科研修カリキュラムの作成
- (2) 皮膚科研修カリキュラムにおける指導医の統括
- (3) 皮膚科研修カリキュラムにおける研修施設の推薦
- (4) この制度における皮膚科研修医の指導
- (5) 研修結果の評価と研修修了証明書の発行
- (6) 他の診療科または施設における研修の決定
- (7) その他、研修指導に必要な業務

(指導医の業務)

第 18 条 指導医の業務は、次のとおりとする。

- (1) 皮膚科研修カリキュラムにおける責任指導医との連携
- (2) この制度における皮膚科研修医の指導
- (3) その他、研修指導に必要な業務

## 第 4 章 専門医資格の更新

(専門医資格更新の申請手続き)

第 19 条 専門医資格更新の申請に要する申請書類は、次のとおりとする。

- (1) 専門医資格更新申請書 (様式 3-1)
- (2) 後実績記載表 (研修集会出席、学会発表・講演、論文、著書)
- (3) 勤務証明書

2 専門医資格更新審査料は 20,000 円とする。

(後実績)

第 20 条 前条第 2 号に規定する後実績は、次の各号から成る。

- (1) 研修集会 (学術集会、講習会、シンポジウム、セミナーなど) への出席
- (2) 研修集会における学術発表
- (3) 学術論文の発表
- (4) 著書 (共著を含む) の発表

(後実績の単位)

第 21 条 専門医資格更新に要する後実績の総単位数を 100 単位とする。但し、申請時、当該年度中に満 58 歳以上 63 歳以下のものは 80 単位、満 64 歳以上 69 歳以下のものは 40 単位とする。

(1) 本会主催の総会出席は 1 回につき 20 単位、支部学術大会出席は 1 回につき 12 単位、講習会出席は、別表に定める。

(2) 業績発表に伴う単位は、別表に定める。

(3) 本会の地区地方会出席は、1 回につき 6 単位とする。地方会に準ずる集会は 1 回につき 6 単位、年間 3 回を限度とする。

(4) 本会以外の団体が行う学術集会（国内学会および国際学会）出席単位は、別表に定める。なお、学術集会出席単位の申請は、第 22 条に定める手続きによる。

2. 研修集会（別表）における発表は、1 回につき 5 単位とし、申請者が自分で口演したものに限る。

3. 学術論文および著書の発表は、1 篇につき 10 単位とする。但し、学術論文および著書については、申請者が筆頭著者であるものに限る。

(他の学術集会の登録)

第 22 条 前条第 1 項第 4 号の申請をするときは、主催者または出席者（以下、「申請者という」）は次の書類を添えて、専門医資格認定委員会を経て理事長に提出しなければならない。

(1) 当該学術大会の過去 2 年分のプログラム

(2) 当該学術大会を主催する学会の役員名簿

(3) 当該学術大会を主催する学会の定款または会則等

(4) その他必要な書類

2 専門医資格認定委員会は、申請された学術集会を適当と認めたときは、その単位数を決定して原簿に登録し、日皮会誌に告示する。

(専門医資格更新の特例)

第 23 条 満 70 歳に達した後に、引き続き専門医資格を更新する者は、所定の更新申請書（様式 3-1）を提出するものとする。但し、専門医資格修得後 10 年未満の場合は所定の専門医資格更新のための後実績単位 40 単位を必要とする。

(専門医資格の更新延期)

第 24 条 病気、出産、海外留学その他止むを得ない事情により専門医資格更新の申請が出来なかった者は、専門医資格更新延期申請書（様式 3-2）およびその事情を説明で

きる書類と審査料を添えて理事長に届け出る。その場合、理事長は、その者の専門医資格の更新または更新期限の延長を認めることができる。

- 2 専門医資格更新延期審査料は 5,000 円とする。

## 第 5 章 専門医資格の喪失

(専門医資格の喪失)

- 第 25 条 専門医の資格を失い、または取り消された者は、専門医認定書を理事長に返還しなければならない。この者は、専門医原簿から登録を除かれる。

## 第 6 章 補則

(研修目標と研修内容)

- 第 26 条 この規則および施行細則における研修目標と研修内容は、別に示す。

(書類の様式)

- 第 27 条 この施行細則にあげた各種書類の様式は、別に示す。

(納入金額の不返還)

- 第 28 条 既に納入した各種審査料および認定料は、返還しない。

付則

1. この施行細則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。また、その実施については、この規則の付則に準ずる。
2. この施行細則は、平成 6 年 5 月 1 日から施行する。
3. この施行細則は、平成 7 年 7 月 1 日付で、研修期間、手数料、資格更新の条件等について一部改正を行った。
4. この施行細則は、平成 11 年 4 月 9 日付で一部改正する。  
この施行細則（新制度）は、平成 11 年度以降新たに認定を受ける専門医に適用する。なお、資格更新申請者については、新制度への移行措置として、改正前の旧制度下に専門医資格を取得した者にのみ、平成 11 年度より 6 年間に限り旧制度の存続を認め、新制度・旧制度いずれか一方を選択して申請できるものとする。
5. この施行細則は、平成 15 年 5 月 22 日付で一部改正する。  
この施行細則（100 単位）は、平成 15 年度以降新たに認定を受ける専門医、あるいは、資格更新認定者より適用する。
6. この施行細則は、平成 18 年 6 月 1 日付で一部改正する。

7. この施行細則は、平成 20 年 4 月 18 日付で一部改正する。
8. この施行細則は、平成 29 年 12 月 1 日付で一部改正する。
9. この改正規定第 22 条は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
10. この施行細則は、平成 30 年 8 月 31 日付で一部改正する。
11. この施行細則は、令和元年 6 月 5 日付で一部改正する。
12. この施行細則は、令和 2 年 6 月 3 日付で一部改正し、改正後第 10 条第 3 項及び第 4 項の規定は平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

#### 付則

(改正日施行期日)

1. この施行細則は、平成 21 年 4 月 23 日付で改正し、平成 21 年 4 月 1 日より適用する。

(前実績記録簿の廃止)

2. この施行細則第 6 条第 1 項第 4 号に規定する前実績記録簿（様式 3）は、平成 22 年度より廃止し、これに変わる新システムに移行する。

(経過措置)

3. 次の条文を平成 21 年 4 月 23 日付で定め、平成 20 年 4 月 18 日から平成 22 年 3 月 31 日まで適用する。

(研修施設指定の申請手続き)

第 1 条 研修施設指定の申請に要する申請書類は、次のとおりとする。

- (1) 研修施設指定申請書（様式 9）
- (2) 施設の調査書（様式 10）
- (3) 指導医の経歴書（様式 11）
- (4) 指導医の作成した皮膚科研修カリキュラム（様式 7）

- 2 研修施設指定の審査は、専門医制度資格認定委員会で行う。

(研修条件の変更)

第 2 条 指導医が交代したときは、施設の長は指導医変更届（様式 14）および新指導医の経歴書を理事長に提出し、専門医制度資格認定委員会の認定を受けなければならない。

- 2 前条第 1 項第 2 号または第 4 号に規定する書類の内容に変更があったときは、研修施設の長は、すみやかに理事長に報告するものとする。

(他の診療科、施設における研修)

第3条 研修施設皮膚科の研修カリキュラムのうち、本会の示す研修内容に満たない事項については、指導医の判断に基づき、これを習得できる他の診療科または施設において研修することができる。ただし、他の診療科または施設における研修期間は、1年を超えることができない。その場合の他の診療科または施設は、指定を要しない。

(指導医の業務)

第4条 指導医の業務は、次のとおりとする。

- (1) 皮膚科研修カリキュラムの作成
- (2) この制度における皮膚科研修医の指導
- (3) 研修結果の評価と研修終了証明書の発行
- (4) 他の診療科または施設における研修の決定
- (5) その他、研修指導に必要な業務

なお、本経過措置は、平成22年度から平成29年度までの専門医認定試験申請時において適用されたものとする。